

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表 1・2〔略〕 3 建築・都市計画・土木関係					別表 1・2〔略〕 3 建築・都市計画・土木関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ～ 59	〔略〕				1 ～ 59	〔略〕			
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項から69の項までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合には、当該額に1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 住宅を新築しようとする場合（以下「新築の場合」という。 ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの 7,100円	認定申請のとき。	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
								〔同左〕 ア 申請に係る計画が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを区長が指定する者による確認（以下「区長が指定する者による技術的審査」という。）を受けたもの 7,200円 イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することにつ	

- (イ) 〔略〕
 (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,000円
 (エ) 〔略〕
 (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 57,000円
 (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 94,000円

イ ア以外のもの

- (ア) 100平方メートル以内のもの 52,000円
 (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以

- (イ) 〔略〕
 (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 23,000円
 (エ) 〔略〕
 (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 61,000円
 (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円
 イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出されたもの
 (ア) 100平方メートル以内のもの 16,000円
 (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円
 (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円
 (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円
 (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円
 (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円
 ウ ア及びイ以外のもの
 (ア) 100平方メートル以内のもの 47,000円
 (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以

内のもの 122,000
円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 196,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 386000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 691000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,188,000円

増改築の場合 次のア又はイに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じた額

ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの

(ア)～(イ) 【略】

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 85,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 140,000円

イ ア以外のもの

(ア) 100平方メートル以内のもの 78,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 183,000円

内のもの 109,000
円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 175,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 345000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 617000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,062,000円

〔同左〕

ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの

(ア)～(イ) 【略】

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 88,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 151,000円

イ 【同左】

(ア) 100平方メートル以内のもの 68,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 160,000円

			<p>円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>293,000円</u></p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの <u>579000円</u></p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>1,037,000円</u></p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの <u>1,782,000円</u></p>				<p>円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>255,000円</u></p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの <u>504000円</u></p> <p>(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>903000円</u></p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの <u>1,552,000円</u></p>
62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（当該住宅が一戸建ての住宅に係るものに限る。）の申請に対する審査	<p>一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該額に1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>新築の場合</p> <p>ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの <u>7100円</u></p> <p>イ ア以外のもの <u>52,000円</u></p> <p>増改築の場合</p> <p>ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは</p>	変更認定申請のとき。	〔同左〕	〔同左〕	<p>〔同左〕</p> <p>ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの <u>7,200円</u></p> <p>イ 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出されたもの <u>16,000円</u></p> <p>ウ ア及びイ以外のもの <u>47000円</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>ア 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの <u>10,000</u></p>	〔同左〕

			は住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの 10,000円 イ ア以外のもの 78,000円			円		
63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定(当該住宅が共同住宅等に係るものに限る。)の申請に対する審査	共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき、61の項額の欄ア若しくはイ又はア若しくはイに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、当該ア若しくはイ又はア若しくはイのそれぞれ(ア)から(カ)までに掲げる額(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額)	変更認定申請のとき。	(同左)	(同左)	1件につき、61の項額の欄アからウまで又はア若しくはイに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じ、当該アからウまで又はア若しくはイのそれぞれ(ア)から(カ)までに掲げる額(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額)を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	(同左)
64	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき 2,300円	変更認定申請のとき。	(同左)	(同左)	1件につき 2,100円	(同左)
64 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき 2,300円	変更認定申請のとき。	(新設)			

65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき <u>2,300円</u>	承認申請のとき。	〔同左〕	〔同左〕	1件につき <u>2,100円</u>	〔同左〕
66 ~ 86	〔略〕				66 ~ 86	〔略〕		

付 則

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- この条例の施行の際、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、この条例による改正前の別表 3 建築・都市計画・土木関係の部62の項及び63の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同部63の項中「からウまで」とあるのは、「若しくはイ」と読み替えるものとする。